

## 学校感染症にかかった場合の手続き

- ① 感染症が疑われる場合，すみやかに医療機関に連絡し，受診する。
- ② 保護者から学校に連絡する。
- ③ 医師から登校の許可が出るまでは，療養に専念する。
- ④ 登校を再開したら，「治癒届」の用紙を担当または保健室から受け取り，保護者に必要事項を記入してもらって提出する。

### 【参考】学校において予防すべき感染症の種類（例）

インフルエンザ，百日咳，麻疹（はしか），流行性耳下腺炎（おたふくかぜ），風疹，水痘（水ぼうそう），咽頭結膜熱，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎，新型コロナウイルス感染症 など

## 学校で傷病が発生した場合の手続き

### （日本スポーツ振興センター災害共済給付制度）

本校では生徒全員が，日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に加入します。

学校の管理下において，負傷や疾病等が発生したときに，医療費等が給付されます。

- ① 申請する際は，担任または部活動顧問に申し出てください。
- ② 申請書類は，保健室で受け取ってください。
- ③ 申請書類を揃え，保健室に提出してください。